

# 高原町 認知症ケアパス

(第1版 平成27年7月)



高原町総合保健福祉センター  
ほほえみ館

## はじめに

我が国における認知症の人の数は2012（平成24）年で約462万人、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計されている。正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害(MCI: Mild Cognitive Impairment)と推計される約400万人と合わせると、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群とも言われています。

また、この数は高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれており、国が、現在利用可能なデータに基づき新たな推計を行ったところ、2025（平成37）年には認知症の人は約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みとの結果が明らかとなりました。認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人に寄り添いながら、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、環境整備を行っていくことが求められています。

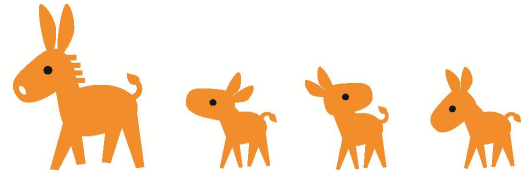
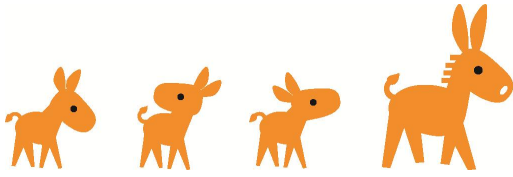
一方、高齢化に伴う認知症の人の増加への対応は今や世界共通の課題となっている中、世界でもっとも早いスピードで高齢化が進んできた我が国が、全国的な公的介護保険制度の下、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現を目指す中で、社会を挙げた取組のモデルを示していかなければならない状況となっています。

高原町としても認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成と普及をより推進していきたいと考えております。

### 表紙挿絵

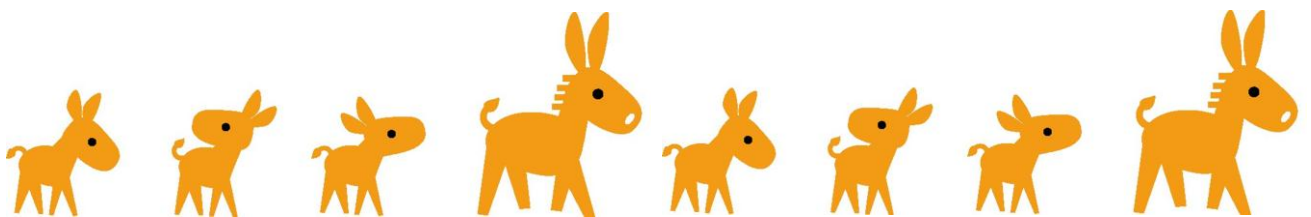
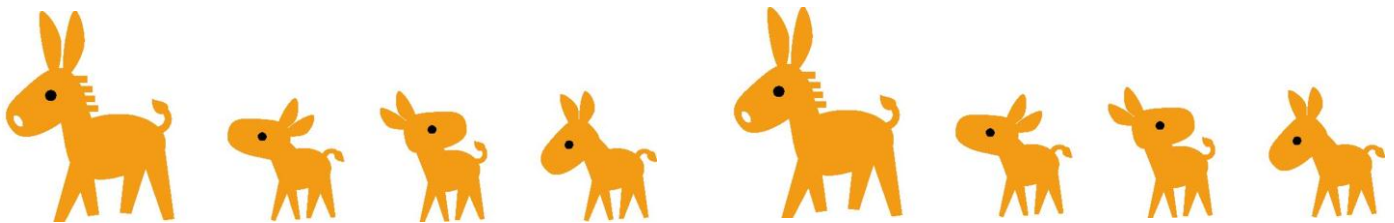
※ロバ隊長…「ロバ隊長」は、認知症について学び自分でできることをする応援者である「認知症サポーター」を養成する「認知症サポーターキャラバン」のマスコットです。認知症サポーターの「キャラバン」（隊商）の隊長として、「認知症になっても安心して暮らせる町づくり」への道のりの先頭を歩いています。ロバのように急がず、しかし一步一步着実に、キャラバンも進んでいきます。





## もくじ

1 認知症とは	・・・ 3 ページ
(1) 認知症とはどんな病気？	・・・ 3 ページ
(2) 認知症を引き起こすおもな病気	・・・ 6 ページ
(3) 認知症のことを知りたい方は	・・・ 7 ページ
2 受診について	・・・ 8 ページ
3 ケアパス一覧表・ケアパス一覧表の見方	・・・ 9 ページ
4 ケアパス一覧の各種サービス	・・・ 13 ページ
(1) 相談窓口等	・・・ 13 ページ
(2) 徘徊高齢者の家族支援サービス(行政サービス)	・・・ 15 ページ
(3) 行政サービス	・・・ 15 ページ
(4) 介護保険サービス	・・・ 18 ページ
(5) その他	・・・ 20 ページ



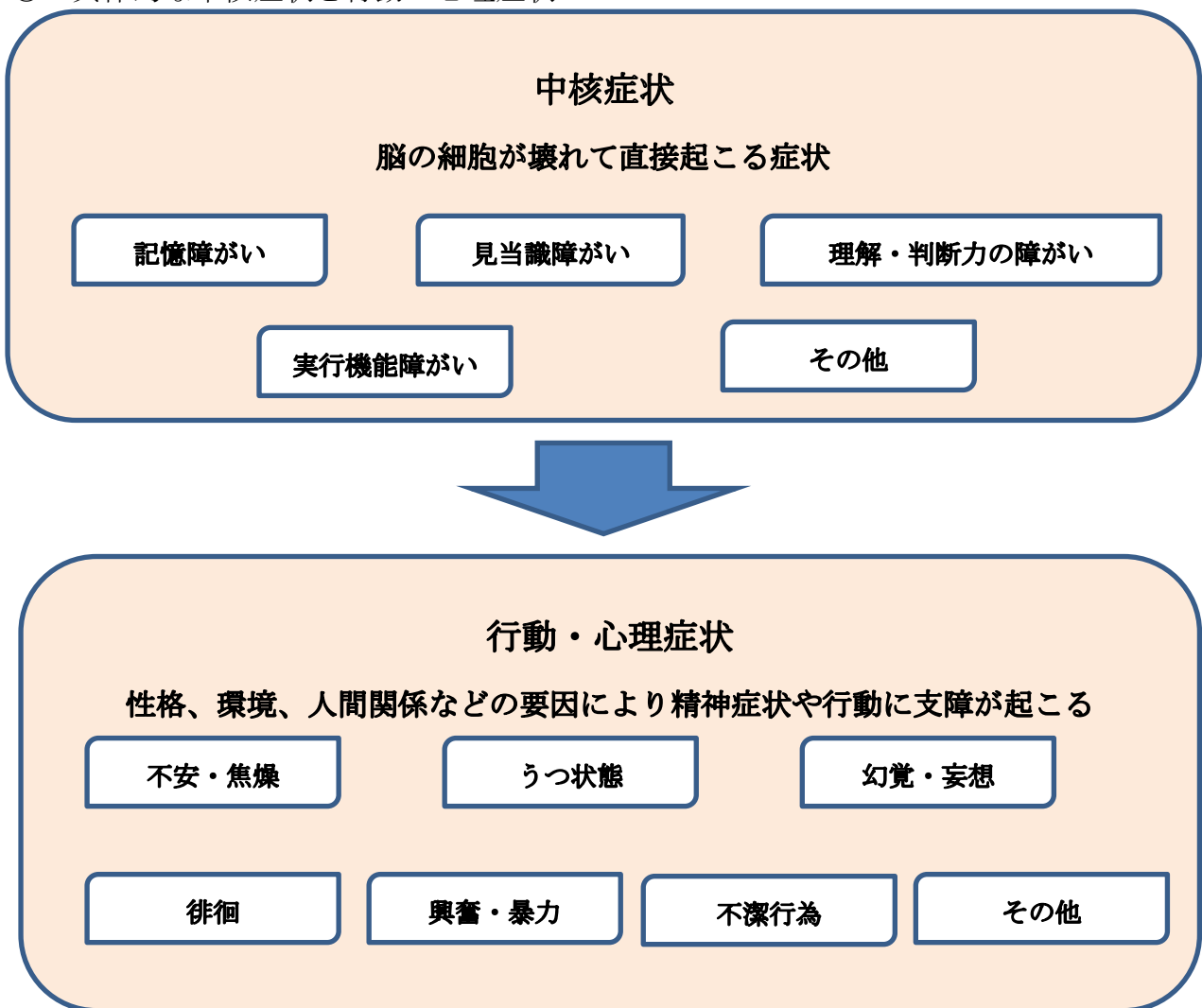
# 1 認知症とは

## (1) 認知症とはどんな病気？

脳は、人間の活動をほとんどコントロールしている司令塔です。それがうまく働かなければ、精神活動も身体活動もスムーズに運ばなくなります。

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態のことを指します。

### ○ 具体的な中核症状と行動・心理症状



○ 中核症状の具体的な症状について

● 記憶障がい

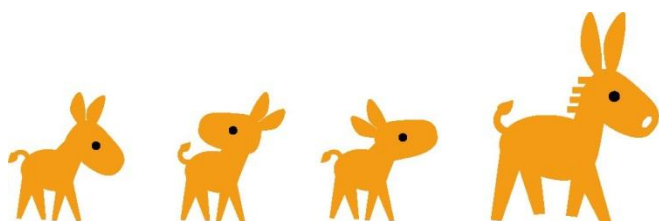
認知症の記憶障がいと加齢による物忘れには違いがあります。

認知症の記憶障がい	加齢によるもの忘れ
経験したこと自体を忘れている	経験したことが部分的に思い出せない
目の前の人や誰なのかわからない	目の前の人や名前を思い出せない
置き忘れ・紛失が頻繁になる	物の置き場所を思い出せないことがある
数分前の記憶が残らない	物覚えが悪くなったように感じる
月や季節を間違えるようになる	曜日や日付を間違えることがある

● 見当識障がい

見当識とは、現在の年月や時刻、自分がどこにいるかなど期的な状況を把握することです。

時間・季節感	<p>初期段階では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長時間待ったり、予定に合わせて準備できなくなります。</li> <li>・ 何回も時間を聞いたりします。</li> </ul> <p>進行が進むと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日付や季節、年次の感覚も薄れてきます。</li> <li>・ 季節感のない服を着たりします。</li> <li>・ 自分の年がわからなくなります。</li> </ul>
場所	<p>初期段階では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方向感覚が薄くなりますが、周囲の景色をヒントにすれば道を間違えることはありません。</li> <li>・ 周囲が暗くなると道に迷うようになります。</li> </ul> <p>進行すると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近所でも道に迷うようになります。</li> <li>・ 夜、自宅のトイレの位置がわからなくなります。</li> <li>・ 歩いていけないような遠い場所に歩いて行こうとします。</li> </ul>
人物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の娘に向かって「おばさん」と呼んだりします。</li> <li>・ 亡くなっている母親が心配すると、遠く離れた実家に歩いて帰ろうとします。</li> </ul>



● 理解・判断力の障がい

<p>考えるスピードが遅くなります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間をかければ自分なりの結論に至ることがあります。</li> </ul> <p>⇒ 急がせない</p>
<p>二つ以上のことが重なるとうまく処理できなくなります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一度に処理できる情報の量が減ります。</li> <li>・ 念を押そうと長々説明すると、ますます混乱します。</li> </ul> <p>⇒ 必要な話はシンプルに表現することが重要です。</p>
<p>いつもと違うことで混乱しやすくなります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な方の葬式や入院で混乱してしまいます。</li> </ul> <p>⇒ 予想外のことが起きたとき、補い守ってくれる人がいれば日常生活は継続できます。</p>
<p>目に見えない仕組みが理解できなくなります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目に見えないメカニズムが理解できなくなります。</li> </ul> <p>…例えば、①自動販売機、駅の児童改札や銀行のATMの前でまごまごします。②全自動洗濯機、火を使わないIHクッカーなどをうまく使えなくなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「節約は大事」としながら、だまされて高価な羽毛布団を何組も買ったりします。</li> </ul>

● 実行機能障がい

計画を立てて、段取りすることができなくなります。

例えば、スーパーマーケットで大根を見て「味噌汁に大根と油揚げを入れよう」と思い、自宅には油揚げがある場合。

⇒ 健康なときは

大根だけを買います。

⇒ 実行機能障害が起こると

大根、油揚げ、味噌まで買うようになります。味噌汁を作るときは、そのことを忘れて他の食材で味噌汁を作ったりします。冷蔵庫には油揚げがあふれることとなります。

● その他

上記の障がいのため、正しい判断ができなくなります。例えば、「そんな馬鹿な」と言うと、自分が馬鹿と言われたと思い怒り出したりします。

## (2) 認知症を引き起こすおもな病気

※変性疾患	アルツハイマー病 (約 50%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>原因</b> 脳の神経細胞が広範囲で変性し、その結果、脳全体が萎縮していきます。脳の変性が少しずつ進み、脳全体の機能が低下するために重症化しやすいとされています。</li> <li>• <b>具体的な症状</b> 比較的早い段階から記憶障がいが起こり、次第に見当識障がいのほか、不安・うつ・妄想が出やすくなります。</li> </ul>
	レビー小体型認知症 (約 15%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>原因</b> 大脳皮質全体の神経細胞内に「レビー小体」という特殊なタンパク質が出現し、脳の側頭葉と後頭葉の萎縮が見られます。</li> <li>• <b>具体的な症状</b> 記憶障がいが多く、特徴としてパーキンソン症状・幻視を伴います。</li> </ul>
	前頭側頭型認知症	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>原因</b> 脳の前頭前野を中心に傷害されます。</li> <li>• <b>具体的な症状</b> がまんしたり思いやりなどの社会性を失い、「わが道を行く」行動をとる特徴があります。</li> </ul>
脳血管性認知症 (約 15%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>原因</b> 脳梗塞、脳出血などの脳疾患により神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、脳細胞が死んだり、脳の神経ネットワークが壊れることによって起きます。</li> <li>• <b>具体的な症状</b> 意欲が低下したり複雑な作業ができなくなります。手足のまひや視力障害などを伴います。</li> </ul>	
その他 (約 20%)	前頭側頭型認知症、クロイツフェルト・ヤコブ病。AIDSなどの感染症やアルコール中毒なども認知症の原因となる疾患です。	

※変性疾患 脳の細胞がゆっくりと死んで脳が萎縮します。

### (3) 認知症のことを知りたい方は

- 認知症パンフレット

総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係及び高原町地域包括支援センターに認知症パンフレットを据え置いています。ご希望の方には配布いたします。

- 認知症介護情報ネットワーク

認知症介護研究・研修センターが運営する認知症に関する総合サイトです。

掲載アドレス <https://www.dcnet.gr.jp/>

- 認知症ネット

認知症の知識や予防の方法、認知症に関する最新のニュースなどが閲覧できます。

掲載アドレス <https://info.ninchisho.net/>

#### 参考



#### MC I とは

健常者と認知症の人の中間の段階（グレーゾーン）にあたる症状に、MC I（Mild Cognitive Impairment：軽度認知障害）があります。MC Iとは、認知機能（記憶、決定、理由づけ、実行など）のうち1つの機能に問題が生じてはいますが、日常生活には支障がない状態のことです。以下がMC Iの定義になります。

- ① 記憶障害の訴えが本人または家族から認められている
- ② 日常生活動作は正常
- ③ 全般的認知機能は正常
- ④ 年齢や教育レベルの影響のみでは説明できない記憶障害が存在する
- ⑤ 認知症ではない



## 2 受診について

認知症には、**早期受診・早期診断・早期治療**が大切です。

本人や家族が認知症と認めがらない傾向があり、認知症が進行してから受診し、要介護度が高くなる場合を多々見受けます。また、認知症は治らないと勘違いされている方がいます。認知症アンケートで、「自分や家族は認知症にならない」、「認知症になったら死んだほうがまし」と回答されている方もいました。

認知症は、早期に発見すれば、治療によっては進行を遅らせることや症状を軽くすることができます場合もあります。

早期ほど専門の医療機関の受診が不可欠であり、診断は早期ほど難しく、熟練した技術と高度な検査機器を要します。

### ○ 完治する病気や一時的な症状の場合があります

正常性水頭症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫などによる認知症の場合は、脳外科的処置で劇的に良くなる場合があります。甲状腺ホルモン異常の場合は、内科的な治療で良くなります。

また、認知症なのに他の疾患の対応薬を服用することで、認知症を進行させてしまう場合もあります。早期受診し、早期診断を受け、認知症の場合には早期治療、適正な服薬にすることが大切です。

### ○ 早期受診のメリット

アルツハイマー型認知症などのように、治療しても完治することが難しい病気であっても薬で進行を遅らせることができ、健康な期間を長くすることができます。

認知症のことを理解できるうちに受診し、認知症についての理解を深めておけば、本人、家族が生活上での障がいや負担を軽減し、トラブルを減らすことができることがあります。

また、認知症の進行が軽いうちに後見人を自分で決めておく任意後見制度等の準備をしておけば、認知症が進行しても自分らしい尊厳をもった生活を送ることができる場合があります。



### 3 ケアパス一覧表・ケアパス一覧表の見方

認知症の生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
介護予防・悪化予防					
他者とのつながり支援	<p>①認知症の生活機能障がい(左が軽度で右が重度)を記載しています。認知症の方の度合いがどれに当てはまるかを決めてください。</p>			<p>③各種支援サービスの内容やお問い合わせ先は、◎◎ページからの「4 ケアパス一覧の各種サービス」に掲載しています。例えば「認知症疾患医療センター」であれば、1-エにその説明があります。</p>	
仕事・役割支援					
安否確認・見守り					
生活支援					
身体介護	<p>②生活に必要な支援やサービスを分類しています。①の度合いの列に合わせて支援の内容を確認します。</p>				
医療					
家族支援					
緊急時支援 (精神症状がみられる等)					
住まい サービス付き高齢者住宅等					
グループホーム、介護老人福祉施設等居住系サービス					

認知症の 生活機能障害  支援の内容	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
介護予防・悪化予防	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している  生きがいサービス【(3)-イ】 肩こり・腰痛予防教室、トレーニングコース【(3)-ウ】 湯遊事業(一次予防)【(3)-エ】 茶飲み場【(3)-カ】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 訪問リハビリテーション【(4)-エ】 訪問看護【(4)-オ】 老人クラブ【(5)-イ】	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している  生きがいサービス【(3)-イ】 肩こり・腰痛予防教室、トレーニングコース【(3)-ウ】 湯遊事業(一次予防)【(3)-エ】 茶飲み場【(3)-カ】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 訪問リハビリテーション【(4)-エ】 訪問看護【(4)-オ】 短期入所生活介護(ショートステイ)【(4)-カ】 老人クラブ【(5)-イ】	誰かの見守りがあれば日常生活は自立  服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい  通所リハビリテーション【(4)-イ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 訪問リハビリテーション【(4)-エ】 訪問看護【(4)-オ】 短期入所生活介護(ショートステイ)【(4)-カ】	日常生活に手助け・介護が必要  着替えや食事、トイレ等がうまくできない  お話し相手事業【(3)-キ】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 訪問リハビリテーション【(4)-エ】 訪問看護【(4)-オ】 短期入所生活介護(ショートステイ)【(4)-カ】	常に介護が必要  ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である  お話し相手事業【(3)-キ】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 訪問リハビリテーション【(4)-エ】 訪問看護【(4)-オ】
他者とのつながり支援	生きがいサービス【(3)-イ】 茶飲み場【(3)-カ】 通所介護【(4)-ア】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 老人クラブ【(5)-イ】	生きがいサービス【(3)-イ】 茶飲み場【(3)-カ】 通所介護【(4)-ア】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 老人クラブ【(5)-イ】	誰かの見守りがあれば日常生活は自立  通所介護【(4)-ア】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】	日常生活に手助け・介護が必要  通所介護【(4)-ア】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】	常に介護が必要  通所介護【(4)-ア】 通所リハビリテーション【(4)-イ】
仕事・役割支援	高原町シルバー人材センター【(5)-ウ】	高原町シルバー人材センター【(5)-ウ】			
安否確認・見守り	認知症サポーター養成講座【(3)-ア】 緊急通報機器貸与事業等の実施【(3)-シ】 福祉用具購入・貸与【(4)-サ】	認知症サポーター養成講座【(3)-ア】 緊急通報機器貸与事業等の実施【(3)-シ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 福祉用具購入・貸与【(4)-サ】	誰かの見守りがあれば日常生活は自立  認知症サポーター養成講座【(3)-ア】 緊急通報機器貸与事業等の実施【(3)-シ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 福祉用具購入・貸与【(4)-サ】	日常生活に手助け・介護が必要  認知症サポーター養成講座【(3)-ア】 お話し相手事業【(3)-キ】 緊急通報機器貸与事業等の実施【(3)-シ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 福祉用具購入・貸与【(4)-サ】	常に介護が必要  認知症サポーター養成講座【(3)-ア】 お話し相手事業【(3)-キ】 緊急通報機器貸与事業等の実施【(3)-シ】 福祉用具購入・貸与【(4)-サ】

認知症の生活機能障害 支援の内容	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
生活支援	食の自立支援事業【(3)-オ】 訪問介護【(4)-ク】 高原町シルバー人材センター【(5)-ウ】	食の自立支援事業【(3)-オ】 軽度生活援助事業【(3)-コ】 成年後見制度利用支援事業【(3)-サ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 短期入所生活介護（ショートステイ）【(4)-カ】 訪問介護【(4)-ク】 成年後見制度【(5)-ア】 高原町シルバー人材センター【(5)-ウ】	食の自立支援事業【(3)-オ】 軽度生活援助事業【(3)-コ】 成年後見制度利用支援事業【(3)-サ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 短期入所生活介護（ショートステイ）【(4)-カ】 訪問介護【(4)-ク】 成年後見制度【(5)-ア】 高原町シルバー人材センター【(5)-ウ】	食の自立支援事業【(3)-オ】 軽度生活援助事業【(3)-コ】 成年後見制度利用支援事業【(3)-サ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 短期入所生活介護（ショートステイ）【(4)-カ】 訪問介護【(4)-ク】 成年後見制度【(5)-ア】 高原町シルバー人材センター【(5)-ウ】	食の自立支援事業【(3)-オ】 軽度生活援助事業【(3)-コ】 成年後見制度利用支援事業【(3)-サ】 短期入所生活介護（ショートステイ）【(4)-カ】 訪問介護【(4)-ク】 成年後見制度【(5)-ア】 高原町シルバー人材センター【(5)-ウ】
身体介護			通所介護【(4)-ア】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 訪問入浴介護【(4)-キ】 訪問介護【(4)-ク】	通所介護【(4)-ア】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 訪問入浴介護【(4)-キ】 訪問介護【(4)-ク】	通所介護【(4)-ア】 訪問入浴介護【(4)-キ】 訪問介護【(4)-ク】
医療	認知症疾患医療センター【(1)-エ】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 訪問リハビリテーション【(4)-エ】 訪問看護【(4)-オ】	認知症疾患医療センター【(1)-エ】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 訪問リハビリテーション【(4)-エ】 訪問看護【(4)-オ】	認知症疾患医療センター【(1)-エ】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 訪問リハビリテーション【(4)-エ】 訪問看護【(4)-オ】	認知症疾患医療センター【(1)-エ】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 訪問リハビリテーション【(4)-エ】 訪問看護【(4)-オ】	認知症疾患医療センター【(1)-エ】 通所リハビリテーション【(4)-イ】 訪問リハビリテーション【(4)-エ】 訪問看護【(4)-オ】
家族支援	地域包括支援センター【(1)-ア】 認知症の人と家族の会【(1)-イ】 若年性認知症コールセンター【(1)-ウ】 行方不明時【(2)-ア】	地域包括支援センター【(1)-ア】 認知症の人と家族の会【(1)-イ】 若年性認知症コールセンター【(1)-ウ】 行方不明時【(2)-ア】 緊急通報機器貸与事業等の実施【(3)-シ】	地域包括支援センター【(1)-ア】 認知症の人と家族の会【(1)-イ】 若年性認知症コールセンター【(1)-ウ】 行方不明時【(2)-ア】 緊急通報機器貸与事業等の実施【(3)-シ】	地域包括支援センター【(1)-ア】 認知症の人と家族の会【(1)-イ】 若年性認知症コールセンター【(1)-ウ】 行方不明時【(2)-ア】 家族介護継続支援事業（介護用品）【(3)-ク】 介護手当の支給【(3)-ス】	地域包括支援センター【(1)-ア】 認知症の人と家族の会【(1)-イ】 若年性認知症コールセンター【(1)-ウ】 行方不明時【(2)-ア】 家族介護継続支援事業（介護用品）【(3)-ク】 介護手当の支給【(3)-ス】
緊急時支援 （精神症状がみられる等）	認知症疾患医療センター【(1)-エ】 訪問看護【(4)-オ】 訪問介護【(4)-ク】	認知症疾患医療センター【(1)-エ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 訪問看護【(4)-オ】 短期入所生活介護（ショートステイ）【(4)-カ】 訪問介護【(4)-ク】	認知症疾患医療センター【(1)-エ】 訪問看護【(4)-オ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 短期入所生活介護（ショートステイ）【(4)-カ】 訪問介護【(4)-ク】	認知症疾患医療センター【(1)-エ】 訪問看護【(4)-オ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 短期入所生活介護（ショートステイ）【(4)-カ】 訪問介護【(4)-ク】	認知症疾患医療センター【(1)-エ】 訪問看護【(4)-オ】 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】 短期入所生活介護（ショートステイ）【(4)-カ】 訪問介護【(4)-ク】

認知症の 生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
	支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない
住まい サービス付き高齢者住宅等	町営住宅【(3)-セ】 有料老人ホーム【(5)-工】	町営住宅【(3)-セ】 有料老人ホーム【(5)-工】	有料老人ホーム【(5)-工】	有料老人ホーム【(5)-工】	有料老人ホーム【(5)-工】
グループホーム、介護老人福祉施設等居住系サービス			認知症対応型共同生活介護（グループホーム）【(4)-ケ】	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）【(4)-ケ】 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）【(4)-コ】	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）【(4)-ケ】 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）【(4)-コ】



## 4 ケアパス一覧の各種サービス

### (1) 相談窓口等

#### ア 高原町地域包括支援センター【(1)-ア】

「要支援」の認定を受けた人や介護予防事業を利用する人のケアマネジメントを行うほか、介護や福祉に関する様々な相談に応じ、関係機関に橋渡しすることによって、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるようにします。また、高齢者の権利を守るため、虐待防止への取り組みや成年後見制度の活用に関しての相談などもお受けします。

所在地	高原町大字西麓 360 番地 1 (総合保健福祉センターほほえみ館内)
電話	0984-42-2550
ファクシミリ	0984-42-4623
E-mail アドレス	<a href="mailto:hohoemi@town.takaharu.lg.jp">hohoemi@town.takaharu.lg.jp</a>
相談できる日	毎週月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。)
相談できる時間	8:30～17:15(12:00～13:00を除く。)

#### イ-1 公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮崎県支部【(1)-イ】

1980年結成。全国47都道府県に支部があり、1万1千人の会員が励ましあい、助け合って「認知症があっても安心して暮らせる社会」を目指しています。ただし、年会費5,000円が必要。

所在地	宮崎市広島 1-14-17
電話	0985-22-3803
ファクシミリ	0985-22-3803
ホームページアドレス	<a href="http://www.alzheimer.or.jp/">http://www.alzheimer.or.jp/</a>
相談できる日	毎週月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。)
相談できる時間	9:00～16:00(職員が不在の場合もあります。)

#### イ-2 公益社団法人「認知症の人と家族の会」都城地区会【(1)-イ】

公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮崎県支部で高原町に一番近い地区会です。。

所在地	都城市都北町 5531
電話	0986-38-8033

ウ 若年性認知症コールセンター 【(1)-ウ】

社会福祉法人仁至会・認知症介護研究・研修大府センターが行っている若年性認知症専用のフリーコール(無料)です。

所在地	愛知県大府市半月町 3-294
電話	0800-100-2707(無料)
ファクシミリ	0562-44-5831
ホームページアドレス	<a href="http://y-ninchisyotel.net/index.html">http://y-ninchisyotel.net/index.html</a>
相談できる日	毎週月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く。）
相談できる時間	10:00～15:00

エ 宮崎県認知症疾患医療センター 【(1)-4】

高齢化の進行とともに、今後とも認知症患者の増加が見込まれることから、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることが重要な課題となっています。

このため、平成 23 年 11 月から、宮崎県が県内 3 か所の医療機関を認知症疾患医療センターに指定し、地域における認知症専門医療の提供体制の充実強化を図ることとしています。

① 一般財団法人弘潤会野崎病院(初診要予約)

所在地	宮崎市大字恒久 5567
電話	0985-54-8123
ホームページアドレス	<a href="http://www.koujunkai.jp/nozaki/index.shtml">http://www.koujunkai.jp/nozaki/index.shtml</a>
受診できる日	毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
受付時間	初診の方 8:30～11:00 13:30～15:00 再診の方 8:30～17:00

② 一般社団法人藤元メディカルシステム大悟病院(要予約)

所在地	北諸県郡三股町大字長田 1270
電話	0986-53-3366 予約専用 0986-52-5800(ケースワーカー室)
ホームページアドレス	<a href="http://www.fujimoto.or.jp/daigo/">http://www.fujimoto.or.jp/daigo/</a>
受診できる日	毎週月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く。）
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～12:00 13:00～16:00 土曜日 8:30～12:00

③ 医療法人向洋会協和病院(初診要予約)

所在地	日向市大字財光寺 1194-3
電話	0982-54-5015
ホームページアドレス	<a href="http://www.fujimoto.or.jp/daigo/">http://www.fujimoto.or.jp/daigo/</a>
受診できる日	毎週月曜日～土曜日（祝日、年末年始、8月13～15日を除く。）
診療時間	月曜日～金曜日 9:30～17:00 土曜日 9:30～12:00

(2) 徘徊高齢者の家族支援サービス(行政サービス)

ア 高齢者が行方不明になったときは【(2)-ア】

町では、万一、高齢者が行方不明になったとき、家族から相談があった場合には、警察署に捜索願を行うとともに、消防団、行政区などと連携して発見・保護に努めます。今後、多くの関係機関と連携した SOS ネットワークを構築していきます。

● お問い合わせ

総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

(3) 行政サービス

ア 認知症サポーター養成講座【(3)-ア】

認知症の正しい知識や接し方を学び、自分のできる範囲で認知症の人とその家族をサポートする認知症サポーターの養成講座を開催します。

● お問い合わせ

総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

イ 生きがいデイサービス(二次予防 要利用料金)【(3)-イ】

二次予防対象者に対して、生活機能低下の早期発見、軽い段階からの短期・集中的な対応(デイサービス)を行うことで、生活機能の維持・向上を積極的に推進します。

● お問い合わせ

総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)



ウ 肩こり・腰痛予防教室、トレーニングコース(一次予防 要利用料金) 【(3)-ウ】  
運動器の機能向上を中心に、ストレッチ体操や個人に合わせた運動機器を利用する介護予防教室。

- お問い合わせ  
総合保健福祉センターほほえみ館健康づくり推進係(電話 0984-42-4820)

エ 湯遊事業(一次予防) 【(3)-エ】

町の保健事業(健康講話・軽いストレッチ運動等)を実施した団体及び集団が、保健事業後に町内の温泉施設等を利用する際に温泉利用料の一部を助成するもの。

- お問い合わせ  
総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

オ 食の自立支援事業 【(3)-オ】

在宅で概ね 65 歳以上の在宅高齢者に対し、定期的に居宅訪問し、バランスのとれた食事を提供するとともに、ひとり暮らし・高齢者のみの世帯等への見守り、安否確認を行い、当該者の健康の保持、自立生活の助長を促すもの。

- 対象となる人  
次のいずれかに該当する方
  - ・ 二次予防対象者
  - ・ 要介護者
  - ・ 町長が特別に配食サービスを必要と認めた者
- お問い合わせ  
総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

カ 茶飲み場 【(3)-カ】

高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、地域の集会所等でレクリエーション・健康チェック・茶話会等を行います。町内のNPO法人に事業委託。

- お問い合わせ  
総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

### キ お話し相手事業【(3)-キ】

茶飲み場に参加できない状況の方の近況確認、孤独感の解消のために自宅を訪問し、お話し相手になります。町内のNPO法人に事業委託。

- お問い合わせ

総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

### ク 家族介護継続支援事業(介護用品)【(3)-ク】

在宅において、重度の要介護者の介護をしている家族等を支援するため、紙おむつ等の費用を負担(月額上限あり。)します。

- 対象となる人

要介護度4又は要介護度5と判定された市町村民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族(施設介護サービス費の支給を受けていないこと)

- お問い合わせ

総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

### ケ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業【(3)-ケ】

快適な日常生活を送っていただくために、ねたきりの人(年2回)、ひとり暮らしの人(年1回)、高齢者のみの二世帯の人(年1回)の寝具を清潔に保つために寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。事業は委託事業者が行います。

- 対象となる人

65歳以上の人で、寝具の自然乾燥を行うことが困難な、ねたきり、ひとり暮らし、又はふたり暮らしの人。

- お問い合わせ

総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

### コ 軽度生活援助事業【(3)-コ】

在宅の身体の虚弱なおおむね65歳以上の高齢者の人に対し生活援助員を派遣し、対象者が希望する軽易な日常生活上の援助(食事の支度、洗濯、住居内の掃除・整理整頓、)生活必需品の買物、関係機関との連絡、その他)を行います。事業は委託事業者が行います。

- 対象となる人

在宅高齢者で、介護保険制度における要介護認定等で対象外となった人又は要介護認定等の申請を行わない人のうち、身体等に何らかの障害があり日常生活に援助を要する高齢者で次の各号のいずれかに該当する人

- ・ ひとり暮らしの者
- ・ 同居家族全員が高齢者のみで構成される世帯の者
- ・ 同居者が障害者により援助できない者
- ・ その他町長が認める者

● お問い合わせ

総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

サ 成年後見制度利用支援事業【(3)-サ】

経済的に成年後見制度(20 ページ参照)を利用できない人の成年後見制度申立費用、後見人の報酬の助成を行います。

● お問い合わせ

総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

シ 緊急通報機器貸与事業等の実施【(3)-シ】

高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯等、緊急の事態に陥ったときに専用のコールセンターに通報ができる緊急通報機器の貸与を行います。

● お問い合わせ

町民福祉課福祉係(電話 0984-42-1067)

ス 介護手当の支給【(3)-ス】

要介護3以上の高齢者及び在宅寝たきり高齢者等を介護している介護者に対し、介護手当を支給します。

● お問い合わせ

総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

セ 町営住宅【(3)-セ】

住宅に困窮する低所得者向け町営住宅の供給を行います。

● お問い合わせ

農村建設課管理係(電話 0984-42-4959)

(4) 介護保険サービス(お問い合わせは介護保険係、担当ケアマネジャーへ)

ア 通所介護【(4)-ア】

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援

を日帰りで行います。

イ 通所リハビリテーション【(4)-イ】

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

ウ 小規模多機能型居宅介護【(4)-ウ】

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを受けられます。

エ 訪問リハビリテーション【(4)-エ】

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

オ 訪問看護【(4)-オ】

疾患等を抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

カ 短期入所生活介護（ショートステイ）【(4)-カ】

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

キ 訪問入浴介護【(4)-キ】

介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

ク 訪問介護（ホームヘルプ）【(4)-ク】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

ケ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）【(4)-ケ】

認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

コ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）【(4)-コ】

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

#### サ 福祉用具購入・貸与【(4)-サ】

要介護者等が屋外へ出ようとした時や離床した時に、センサーにより感知し、家族及び隣人等へメロディーチャイム等によりお知らせする認知症老人徘徊感知機器の購入・貸与ができます。

### (5) その他

#### ア 成年後見制度【(5)-ア】

成年後見制度とは、成年者で、認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な方々を保護し、支援するために、家庭裁判所が成年後見人等を選び、この成年後見人等が財産管理や身上監護（介護サービス、施設への入所などの生活に配慮すること）についての契約、遺産分割などの法律行為を本人に代わって行う制度です。

- お問い合わせ

宮崎家庭裁判所 宮崎市旭 2-3-13 電話 0985-23-2261

宮崎家庭裁判所都城支部 都城市八幡町 2-3 電話 0986-23-4131

宮崎県弁護士会 宮崎市旭 1-8-28 電話 0985-22-2466

宮崎県司法書士会 宮崎市旭 1-8-39-1 号 電話 0985-28-8538

一般社団法人 宮崎県社会福祉士会

宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター 人材研修館内

電話 0985-86-6111

宮崎県行政書士会 宮崎市松橋 1-2-8 号新井ビル 2 階 電話 0985-24-4356

- 身寄りのない認知症高齢者の人

高原町地域包括支援センター（13 ページ参照）

#### イ 老人クラブ【(5)-イ】

明るい長寿社会をつくるために、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくり、社会参加活動などを行っている自主的な組織です。

- 対象となる人

おおむね 60 歳以上の人。

入会を希望される人は、地元の老人クラブへお申し出ください。

- お問い合わせ

高原町老人クラブ連合会事務局(高原町社会福祉協議会)

電話 0984-42-2230

#### ウ 高原町シルバー人材センター 【(5)-ウ】

##### ◎ 就労面

高齢者等に地域に密着した仕事を提供し、生きがいの充実や社会参加を促進するとともに、福祉の向上に寄与することを目的としています。

##### ◎ 支援面

草取り、清掃、農作業、草刈り、庭木の剪定、山林の下払い、大工仕事などを有料で行います。

##### ● お問い合わせ

高原町シルバー人材センター事務局(ほほえみ館内) 電話 0984-42-2423

#### エ 有料老人ホーム 【(5)-エ】

有料老人ホームは、高齢者が暮らしやすいように配慮した「住居」となっています。有料老人ホームでのサービス内容や入居に際しての条件等は有料老人ホームによって異なりますので直接お問い合わせください。

##### ● お問い合わせ

総合保健福祉センターほほえみ館介護保険係(電話 0984-42-2550)

#### 編集者

高原町総合保健福祉センターほほえみ館

所在地 高原町大字西麓 360 番地 1  
(総合保健福祉センターほほえみ館内)

電話 0984-42-2550

ファクシミリ 0984-42-4623

E-mail アドレス hohoemi@town.takaharu.lg.jp